

第2回宇都宮市男女共同参画審議会会議録

1. 日 時：平成15年9月3日（水） 午後3時～5時
2. 会 場：宇都宮市役所 14C会議室
3. 出席者：山口委員，加藤委員，本田委員，小平委員，矢治委員，大越委員，篠原委員，大木委員，新井委員，川俣委員，水沼委員，平野委員，新川委員，添田委員，宮田委員，荻野委員

4. 公開

5. 傍聴人数：1名

6. 会議経過

(1) 開会

(2) 議事

報告事項

第1回審議会会議録（概要）について

審議事項

ア 新行動計画の体系について

イ 重点的に取り組む施策について

4. 会議経過：

(1) 開会

(2) 会議事項

【 報告事項 第1回審議会会議録（概要）について】

事務局から，資料1「第1回審議会会議録（概要）」について説明

【 審議事項 ア 新行動計画の体系について】

事務局から，資料2-1「新行動計画の体系について」説明

説明の後，審議に入る。

会長

事務局から体系の考え方，施策の方向について説明があった。また，基本目標2の文言表現について，「あらゆる分野における男女共同参画の促進」から「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」という表現にしたいとの提案があった。

以上について，質問等はあるか。

委員

施策の方向の11「高齢社会における生活環境の整備」と12「障害のある人が安心して暮らせる環境の整備」というのは、男女共同参画とどのような関係があるのか。イメージがつかみにくい。性別による問題があるのか。高齢なら高齢の所で、障害なら障害のプロジェクトで取り上げるべきであって、総花的に男女共同参画という切り口の中で取り上げる意味があるのか分からない。

事務局

確かに男女共同参画は男性と女性の性別にかかわる部分が課題となる。現在、75歳以上の高齢者の7割が女性であり、高齢者問題はまさに女性問題でもある。

また、障害者を支えるのはほとんどが女性であるのが現状である。障害をもつ人が社会参加をすることによって、支える家族の負担が減り、女性が労働分野等で活躍できるきっかけを作ることができる。そして、障害を持つ人の中でも、様々な部分でさらに男女差が生じているという現状がある。これらも男女共同参画の1つの課題として考えたい。

付け加えると、国の基本計画においても取り上げられており、男女共同参画基本法の第9条や第13条でも国、県の基本計画を勘案して策定するようになっていることから、今回の計画でも取り上げる施策と考える。

会長

いまの説明についていかがか。

委員

趣旨は理解した。一般の人でも基本目標の趣旨を理解できるようにしてほしい。行動計画全体や重点施策事業をみて、趣旨や問題意識というものが分かりにくいように思う。そういうものを盛り込んだ形で方向性を出したほうが良い。

会長

事業計画などにも反映させてほしい。

ほかに質問等はあるか。

委員

基本目標2の「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」に表現を改めるという事は願ってもないことだと思う。庁内でこのような動きがあるということは良いと思う。

会長

基本目標2の変更に賛成ということですね。

ほかに質問等はあるか。

それでは当審議会としては、体系は、基本目標と施策の方向そして取り組むべき施策で構成されるということ、また基本目標の2は表現を改めて「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」と修正することでよろしいですね。

(委員一同)

異議なし。

会長

ありがとうございます。

委員

資料2 - 1のうち、基本目標の2の施策の方向の7における、「地域や政策・方針決定の場に参画する機会を確保する。」について、「地域」はどこにかかるのか。

事務局

「地域や」というのは、地域における参画機会を確保するというのが1つ、また、地域の中においても、方針決定の場に参画機会があるという、二つを盛り込んだものである。言い回しを補足する。

会長

誤解を招かないような表現にしてほしい。

それではアの部分はよろしいか。

審議事項のイにすすむ。

【 審議事項 イ重点的に取り組む施策について】

事務局から、資料2 - 2「重点的に取り組む施策について」説明

説明の後、審議に入る。

会長

事務局から、重点的に取り組む施策、事業選定の考え方、重点施策及び事業についての説明があった。確認したいのは、資料2 - 2の中で、重点施策が取り上げられているが、体系別事業一覧の中では、事業名ではなく事業の中の一部を拾い上げているものがあるが、そういう括りでよろしいのか。

事務局

例えば、「女性のための相談機能の充実のうち自立支援事業」であるが、事業名としては「女性のための相談機能の充実」となることも考えられるが、特に自立支援について強化していくことを示したいので、1つの大きな括りの事業の中の、さらにその中の細事業を、重点事業として取り上げている。事業として大きくとらえたほうが良いという意見もあるかと思うので、検討していただきたい。

会長

いまの説明についていかがか。

委員

昨年度からの男女共同参画社会づくり懇談会の中で、男女共同参画に関連する総合的な相談機能を事業化するべきという議論が積み重ねられてきたはず。これが、今回の事業プランではDVに対する相談機能だけに限定されている。しかし、例えばシングルマザーが不動産屋に行けば仲介を断られるなど地域社会の中での差別や問題はDVだけではない。これまでの議論を踏まえて総合的な相談窓口を設置して欲しい。

委員

性と生殖にかかわる知識の普及について、中学3年生を対象とした「性教育サポート事業」は市立中全校で行った点で素晴らしいことであった。産婦人科医が担当したがおおむね良く聞いてもらえたと感じる。中絶についていえば大学生も少なくない。先日中絶した大学生は「大学の保健センターに相談したが、ピルは奨められない。」と言われたという。大学の保健センターの保健師には意識を変えてもらいたい。

会長

同意である。保健師でも「寝た子を起こすべきではない」という考え方は根強い。担当者の啓発が必要である。

委員

「性教育サポート事業」は、中学3年生を対象に医師による講話を1回だけしか開催できていない。1回だけでは不十分で、継続的に行われる必要がある。また、学校では、人間の生き方に主眼を置いた形で行っているが、専門家が行うことの重要性を感じている。

委員

人の生き方と性は、密接な関係にあるが、限られた時間の中で、医師ができるのは主に避妊、性感染症予防、科学的な知識をもとにした性の意思決定能力の向上である。人の生き方についての教育は、教師や家庭で行ったほうがより効果があると思う。

委員

性教育の対象が，中学 3 年生では遅すぎないか。

委員

中学 2 年生では，生徒間に温度差がありすぎるので，一斉にはできない。発達に応じて個別または少人数のグループで対応すべきと考える。

委員

少人数のほうが理解が深まるのでいいと思う。多人数だと質問も出ない。

委員

条例で市民との協働を強調しているのならば，推進月間の実施について，実行委員会組織など市民主体の事業であるべき。

「市役所におけるセクハラ防止対策の強化」は，分かるようで分からない。

審議会等における女性の比率の目標値を，県が 3 5 % に対して市の 2 5 % は低すぎるのではないか。

「地域推進員制度の設立及び活動支援」について，県条例では推進員を明記したが，市は違う。地域推進員の活用を図るために，今回の計画策定で考えてほしい。男女共同参画の推進には地域に根付かせることが必要であり，推進員は，活動のなかで推進自身を学ぶことができるようになる。

最後に，就業の分野における環境の整備の事業として「勤労者向けガイドブックの発行・配布による啓発」で，ガイドブックを 2,000 事業所に配布しているとのことだが，優良事業所を評価・公表することも有効ではないか。

会長

事務局から説明はあるか。

事務局

推進月間の市民実行委員会など，持ち帰って検討したい。

また，「市役所職員向けセクハラ防止対策の強化」が分かり辛いということだが，これも検討したい。

審議会の女性の目標値等，数値目標については次回の審議会で示したいと考えている。

5 年のうちに達成可能な数値を目標としたいので，数値設定が非常に難しい。専門家がいないため，女性委員 0 の審議会が 10 程度ある。働きかけをしても，その分野にそもそも人材がいななどの問題がある。

地域推進員は，市に 40 名程度いる。優秀で意欲のある人材であり，新規事業として活用を図りたいと考えている。

市内 2,000 事業所に、勤労者の権利等を盛り込んだガイドラインを配布している。男女共同参画に積極的な事業所を表彰する「ファミリーフレンドリー企業」のように、モデルケースを表彰することができないか検討したいと考えている。労働の場の男女共同参画は非常に重要であり、事業主への啓発が大きな課題である。

委員

女性を対象としたエンパワーメント講座に加えて、今後は男性向けの講座の実施をするということだが、やはり「男女」共同参画なのだから、男性を巻き込むことを計画全体で打ち出したほうが良いと思う。

施策の方向「国際的視野をもつ男女共同参画の促進」から重点事業を選定しないのは、緊急性などを考えて、5年という短期間では実現が難しいからであろう。現状認識をどう捉えるかだが、外国人向け日本語講座の受講者が多いとか外国人就労者の家族支援、外国人留学生の増加など、宇都宮の国際化の現状と結びついた事業も多い。ここから重点事業を選定しないことは、市行政の認識を問われるのではないか。

施策の方向「女性の人材の発掘と育成」では、自治振興課などの持っている情報と連携したほうが、良いのではないか。

施策の方向「ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備」の重点事業はひとり親家庭への支援のみだが、障害をもつ者の親への支援も加えるべきだと思う。就労支援や経済的自立も考慮してほしい。資料2-2の重点施策・事業の表にスペースもあるので。

会長

資料2-2の重点施策・事業の表にあるスペースが何なのか説明してほしい。

事務局

資料2-2の重点施策・事業の表のスペースは、委員より重点事業として加えるべきという意見があれば、持ち帰って検討する余裕があるということを表したものである。市の事業として男女共同参画の推進に寄与できると考えられるものであれば、加えたいと考えている。

会長

委員からの意見があれば市でも検討するということだ。

委員

女性相談、DV相談における相談員等、相談を受ける側の不適切な対応による2次被害が表面化しているが、対応した施策がない。ぜひ考えてもらいたい。

また、DVの加害者対策も早急に必要なものであると思う。新規事業として上げているが重点事業に加えて欲しい。

会長

新規事業でなおかつ重点事業にしてほしい、ということか。

委員

加害者対策をしなければ、新たな被害者を生むだけである。

また、先ほど事務局から「男女共同参画が進んでいる事業所の表彰の研究」について説明があったが、その時はモデルケースとして表彰されても、後に後退してしまうこともある。継続性を調査する必要がある。

委員

施策の方向「就業の分野における環境の整備促進」における再雇用支援策として、軒並みIT講習となっているが、ITのスキルだけでは再就職にはつながらないので、特記すべきか疑問である。面接への対応など、他の支援策を行い、30代前半の労働力アップに真剣に取り組むべきだ。

委員

DV対策において、カウンセリング事業、セルフヘルプ事業は何かあるか。

施策の方向「地域における男女共同参画の促進」において、市から補助金を受けている団体、自治会もそうだが、これらの女性の登用促進を働きかける事業はないのか。

会長

事務局から説明はあるか。

事務局

DVについて、相談マニュアルの作成と自立支援を重点事業としてあげた。セルフヘルプ事業を行っているNPO法人を補助しているが、自立支援には長期間かかる。長く継続すべき事業だと考えているので、重点事業とした。

また、女性のためのカウンセリングについては、月2回、毎回4名程度である。これも目に見えた効果が測り辛い、やはり続けるべきものであると考えている。

女性の登用だが、自治会としては「人材がいるならば、是非お願いしたい」と考えているとのことであった。しかし自分から手を上げる人がいないというのが現状である。地域におけるボランティア活動を積極的に行い、女性が地域活動の実績をつくることを支援しようということで、ボランティア活動を重点事業とした。今後も自治会等には働きかけをしていきたい。

会長

ほかに質問等はあるか。

委員

事業はどのようにして計上したのか。

事務局

以前の事業実績を踏まえつつ、各課で行っている事務事業評価から新規または改定という形で事業を盛り込んだ。5月に各課に照会し、その後ヒアリング等を行った。

委員

各事業がかなり細かく提示されているが、全体的に見て、男女共同参画を事業目的とするには、かなり無理があるものがある。ここまで手を広げる必要はないのではないか。

委員

施策の方向2の「男女共同参画に関する教育・学習の推進」における重点事業を学校教育からも挙げて欲しい。学校教育は、即効性は薄いかもしれないが、未来への根底となっている大切な部分である。

ひとつ質問だが、起業に対する支援の「チャレンジセミナー」は女性限定であるか。

事務局

女性に特化したものではないが、女性が多いと聞いている。

委員

なかなか、女性だけに補助を出すのは難しいだろうが、女性に限定した企業家セミナーなどはできるのではないか。

委員

いただいたご意見、ご提言につきましては、事務局で検討していただき、次回の審議会に結果を提出願います。次回は数値目標が大きなテーマですが、本日の議題の「重点事業」に非常に関連があると思いますので、委員の皆様から数値目標の考え方などについて十分検討して次回意見として出していただければと思います。ありがとうございました。

事務局から何かありますか。

事務局

各事業について数値目標を検討したいと思うので、次回の審議会まで少々時間を頂きたい。10月後半をめどに日程を調整したい。

会長

それでは終了する。